

徳島県告示第五百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和二年九月一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

森 勝 麻	施術者の氏名	香川県小豆郡土庄町滝宮甲六四五	施術者の住所	令和二年六月十五日	指定年月日
-------------	--------	-----------------	--------	-----------	-------